

令和4年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

令和4年1月31日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第69号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議員 松野藤四郎君に対する懲罰の件
- 日程第6 議案第1号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
企 画 部 長	山 本 康 義	総 務 部 長	石 田 博 文
健康福祉部長	平 塚 直 樹	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事務局 長	広 瀬 進 一		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	宇野伸二
書記	広瀬潤一		

開会及び開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、皆さん改めまして、おはようございます。

これよりは令和4年第1回瑞穂市議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号2番 藤橋直樹君と3番 若原達夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広瀬武雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間で決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（広瀬武雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず、2件について議会事務局長より報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わりまして2件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による、例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和3年11月分及び12月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は、11月15日に地域福祉高齢課、12月20日に巢南

中学校を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 以上、報告した2件の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思ます。

次に、議員派遣の結果を報告願います。

1月13日、14日の市町村議会議員研修「自治体財政の見方」について、若原達夫君から報告願います。

3番 若原達夫君。

○3番（若原達夫君） おはようございます。

議席番号3番 若原達夫でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより研修の報告をさせていただきます。

1月13日、14日の2日間にわたり、令和3年度市町村議会議員研修「自治体財政の見方～健全化判断比率を中心に～」を大津市内の研修所にて受講してまいりました。

1日目は主要自治体の財政運営と議員の役割についての講義があり、その具体的な中身として、自治体の環境変化と地方自治について、2.自治体の財政運営における議員の役割、3.財政分析の指標と考え方、4.財政健全化法と予算審議を学び、後半は自治体財政の指標の見方の講義に移り、自治体財政指標の基本である経常収支比率や実質公債費比率等について、改めて一から学ぶことができました。2日目は、午前中、グループ討論があり、午後からは今後の健全な財政運営に向けての講義を受けてまいりました。

今回、この研修を受けて改めて瑞穂市の財政状況を多岐にわたり確認してまいりました。人口が同規模程度の類似団体とも比較しまして、多くの点で瑞穂市は上位にあり、また岐阜県下の平均を上回る指標が多くあり、瑞穂市の財政が比較的良好であることを改めて認識することができました。

以上、簡単ではございますが研修の報告とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第69号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第4、議案第69号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これについては、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

○総務委員長（若園五朗君） 改めまして皆さん、おはようございます。

議席番号16番 若園五朗。

総務委員会の審査報告をします。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和3年第4回議会定例会において、総務委員会に付託され閉会中の継続審査となっていました議案第69号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

令和3年第4回議会定例会において、総務委員会は、令和3年12月13日午前9時30分から、穂積庁舎議会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑等を行いました。

委員から、今までのグループ制で致命的な問題があったのかとの質疑に対し、問題点が出ているわけではないが、現在のグループ制は課長と担当者の中間のマネジメントができていない、各課の運営の統一性がない、市民から分かりづらいことがあり、中間を管理する係長を明確に位置づけ、体制の変更を考えているとの答弁がありました。

また、費用はどの程度かかるのかとの質疑に対し、現状を生かし、最小限で進めていくとの答弁がありました。また、係制が導入されると市民サービスの向上が図られるのかとの質疑に対し、係や係長を明確にすることで、外部からはっきりわかるようにする。案内板等の設置は課の配置も考えて併せてやっていきたいとの答弁がありました。

また、働き方改革とともに、職員の働きがいのある職場づくりのために、係制なのかグループ制なのかということを検討しなければいけないのではないのかとの質疑に対し、今のグループ制だと周りになかなか目が配れない。係制では係長を中心にマネジメントが可能になると思っている。職員の細かな健康管理や業務管理を進めていければ、病気休暇や休職者を減らせると見込んでいるとの答弁がありました。

また、グループ制はどのような不便があったのかとの質疑に対し、総括課長補佐、課長補佐が担当業務を行う職員の1人となっていた。係長を置くことで中間で管理ができる職員として責任を果たしていけるような立場を明確化することを期待していると答弁がありました。

また、市民や職員の声をもっと聞いて、市民と職員の双方がよくなるよう検討してはどうかとの質疑に対し、後日、係制について職員説明会を行う。市民に対しても、職員に対してもサービス、能率等が向上するように考えていきたいとの答弁がありました。

その後、執行部より資料提出の申出があり、休憩を取りました。再開後、執行部から資料の説明を受けた後、委員から、その資料は総括質疑のときにはある程度できていたのかとの質疑に対し、日々、検討チームで議論している。微調整をしているため総括質疑の時は違うものであったとの答弁がありました。

その後、再度休憩を取り、再開後、委員から、本日の委員会のみでは、この案件について十

分審査することができないため、本議案の継続審査を提案するとの意見がありました。

その後、休憩を取り、再開後、本議案を継続審査とすることについて全委員に諮ったところ、全会一致で継続審査とすることとなり、議長に閉会中の継続審査の申出を行い、議会で承認されました。

継続審査と承認された後、総務委員会を1月7日金曜日、午前9時から穂積庁舎議員会議室で開催しました。

6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、執行部より本案に対して補足説明をしていただきました。

その後、質疑に入り、委員から、係制について職員説明会が開催されたということだが、職員はどの程度理解しているのかとの質疑に対し、出席率から考えると多くの職員が関心を持っており、理解をしてもらえたという認識であるとの答弁がありました。

また、現状のグループ制では何が問題であり、課題であったのかとの質疑に対し、市民に対して問合せ先、相談先が分かりにくいという意見が多く寄せられていた。また、一担当者に責任が集中してしまうことが多くあり、対応が難しい状況が多く見られたとの答弁がありました。

また、係制を行うのにどうして給与条例の改正が必要なのかとの質疑に対し、現在の総括課長補佐、課長補佐が係長になるイメージだが、降格されるイメージと受け止められる。そうではなく、意識改革をしながら係長の業務に当たってもらうために給与条例の改正をするとの答弁がありました。

また、仮にこの条例を改正しなくても、係制にすることは可能なのかとの質疑に対し、現在の総括課長補佐、課長補佐でも係制を進めていくことは可能であると考えている。しかし、職員の意識改革、市全体で行政サービスを進めていくと考えると、議会の理解を得て進めていくことが必要になってくるため、職名を変える条例改正を行うことで理解を得て、新たな体制に移行したいとの答弁がありました。

また、グループ制のほうがそれぞれの能力を補い合えるのではないのかとの質疑に対し、グループ制から係制になったから協力しないということは、職員としてあってはならないと考える。係制の導入によってグループ制のフラットでやってきたことに改めて責任を持つ長を確立し、長を中心に業務を遂行していくような状況をつくり出す。協力しなくなるという懸念は丁寧に説明して進めていきたい。係長になる職員の不安については、研修の場面をつくり不安を解消していきたいとの答弁がありました。

また、係制について職員に対して説明が不足しているのではないのかとの質疑に対し、職員は新たな体制となることによって不安、悩み、考えることが多くなると思う。悩み、考える中で今の総括課長補佐、課長補佐には自分で考え、自分の意識を持って部下を育て、市民サービスをしていくという意識改革を進めていきたいとの答弁がありました。

また、多様化していく職員の仕事量に対して、係制が本当にいいのかとの質疑に対し、今の状況では、部下の体調や悩み事の相談を課長一人ではとても賄いきれていない。係制を導入してリーダーが係長になることによって、相談やOJTがよりきめ細やかに行えると考え、できるだけ早く導入することによって、病休や退職者を減らしていきたいと考えるとの答弁がありました。

また、係制が提案理由になっている以上、議論を尽くさなければならないと思う。より多くの職員の意見が必要だと思うがとの質疑に対し、係名をつけるのは市長の権限でもできるが、新たなものになることを意識づけるため、今回の条例改正があると認識している。条例改正がないから係制が導入できないということではないが、協議会での説明のみで済むような内容ではないという認識があったとの答弁がありました。また、まだまだ検討が足りていない部分があるのではないかと感じている。市長権限内と考えるので申し上げないが、問題を多く抱えていることは申し上げておきたいとの意見がありました。

その後、休憩を取り、再開後、委員から、総括課長補佐、課長補佐ばかりになるという答弁があったが、名称が主幹、副主幹に変わるだけで解決にならないのではないかと質疑に対し、今まではある程度年数がたつと総括課長補佐、課長補佐になっていたが、今後は係長にふさわしい人物がこの主幹、副主幹になるように考えている。今の総括課長補佐、課長補佐を降格させることはない。数年かけて今の状況を変えていくとの答弁がありました。

また、多治見市は非常に伸びているが、多治見市はなぜグループ制にしたのかりサーチしたことはあるのかとの質疑に対し、多治見市のグループ制はグループリーダーが存在しており、取りまとめを行っている。瑞穂市は同じようにグループ制だがリーダーがいない状況である。現在の瑞穂市の状況では、すぐにリーダーを置くことはできないと考える。一旦は係というくくりを置いた上で係長を置くという段階を踏んで、次のステップに進んでいきたいと答弁がありました。

また、説明会に出席した職員に対してアンケートを行い、職員の意見を聞いてはどうかとの意見に対し、説明会では前向きな質問が多かった。説明会後も総務課で質問を受け付けており、丁寧に対応していきたいとの答弁に対し、説明会だけでなく、出席者に説明会でどのように感じたかを問い合わせしてほしいとの意見に対し、3月までに職員の意見を集約して、委員会、協議会に結果を報告したいとの答弁に対し、まだ総務委員会で議論の最中であり、職員の意見を早急に確認してほしい。職員の言葉が聞けない以上、まだ採決するべきではないと思うとの意見がありました。

その後、休憩を取り、再開後、委員から、係制の導入に対する職員の思いを確認して、どのような意見があったのか、それをどのように解決していくのかを総務委員会で聞かせてほしいとの意見に対し、職員の意見を集約して、次回の委員会が開催されるのであれば報告したいと

の答弁があり、以上のことから、再度総務委員会を開催し、職員の意見を集約してから再度審査を行うことに決定しました。

再度審査を行うことが決定された後、総務委員会を1月24日月曜日、午後1時から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部課長の出席を求め、執行部より本案に対する補足説明や、職員の意見などについての報告をしていただきました。

その後、質疑に入り、委員から、仕事量が偏っていないか。仕事を分担していかないと1人の責任が大き過ぎるのではないかとの質疑に対して、現在、各課に業務量調査を行っている。改善に向けて事務を進めていきたいとの答弁がありました。

また、12月議会の後に職員説明会を行ったのは遅かったのではないかとの質疑に対し、確かに職員に説明を行ってから議案を上程するべきだった。今後は職員の意見を取り込みながら改善していきたいとの答弁がありました。

また、コロナ禍でテレワーク等が導入される中、働き方改革についてどう考えるのかとの質疑に対し、県庁、他市町を参考にしながら、コロナの状況に見合った勤務の仕方を考えていきたいとの答弁がありました。

また、休職者について、職員の増員は考えているのかとの質疑に対し、職員の定数管理について、DXや新規事業の関係で今後5年で15名の増員を計画している。適正な人員配置を目指して採用を進めていくとの答弁がありました。

また、職員から聴取した質問に対し、回答はどのように返すのかとの質疑に対し、内容がまとまり次第、全職員に回答を示していきたいとの答弁がありました。

また、職員に対し、市民目線を持って指導していただきたいとの意見や、係制に前向きな職員もいる。職員の働きやすい職場づくり、さらなる市民サービス向上に努めてもらいたい、職員の意識改革をお願いしたいとの意見や、係制を微調整しながら進めてもいいのではないかととの意見がありました。

その後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で総務委員会の委員長報告を終わります。令和4年1月31日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（広瀬武雄君） これより、議案第69号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようよろしくお願いいたします。

これから議案第69号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議員 松野藤四郎君に対する懲罰の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第5、議員 松野藤四郎君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、松野藤四郎君の退場を求めます。

[17番 松野藤四郎君 退場]

○議長（広瀬武雄君） 本件については、懲罰特別委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 若園五朗君。

○懲罰特別委員長（若園五朗君） 議席番号16番 若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、懲罰特別委員会に付託されました議員松野藤四郎君に対する懲罰の件について、瑞穂市議会会議規則第39条の規定により審査の経過及び結果について報告します。

令和3年11月30日、議会定例会の初日、本会議場において、馬淵ひろし議員ほか2名より、地方自治法第135条第2項及び瑞穂市議会会議規則第161条第1項の規定による懲罰動議が提出されました。

内容は、11月30日の会議において、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）の一部の候補者に対する反対討論の中で、候補者に対し、「公文書違反、申請書の改ざん、職権の利用があった」などと発言をし、このことは議会の品位を汚すことであり、議会秩序を保持する瑞穂市議会とするため、懲罰動議が提出されたものです。

当委員会は、委員全員出席の下、12月14日午前9時30分からと、1月7日午後1時30分からの計2回にわたり、議員会議室において開催し、この件を審査しました。

それでは、開催された委員会ごとに要点を絞って報告します。

第1回目となる12月14日の委員会では、まず、提出された懲罰動議の内容を確認し、その後、懲罰について各委員の認識を統一し、慎重かつ公正に審査したいと考え、議会事務局長より懲罰についての説明を受けました。関係法令としては、地方自治法第129条、同法第132条、134条、135条及び瑞穂市議会会議規則第152条から第167条、さらに議員必携により懲罰の理由及び種類などを確認しました。

次に、発議者の馬淵委員より、その動議の提出理由の説明を求め、発議に当たり動議の趣旨や内容について説明があり、それに対する発議者への質疑はありませんでした。

次に、弁明の機会については、松野藤四郎議員に事前に確認したところ、弁明は行わないとの連絡を受けたことを報告しました。

次に、11月30日の議会において、松野藤四郎議員の議案第65号に対する反対討論の未定稿の会議録を精査し、どの部分の発言が議会の秩序を乱し、品位を汚すことに該当するのかどうかを調査しました。

その後、委員より、本人からの弁明や、それに対しての質問を行わないと結論が出せないとの意見や、再度、一般質問で同じような質問をするような話を聞いたが、今回の懲罰の件を理解しているのか。やはり、本人の意見、考えを確認しなければならないのではないかとの意見がありました。

その後、休憩を取り、再開後、委員から、松野藤四郎議員の思いや発言の意図を聞かなければ判断ができないとの意見や、この場での判断は難しいため、本件を継続審査としてはどうかとの意見がありました。それらの意見の結果、本件を閉会中の継続調査とし、次回の委員会に松野藤四郎議員に対し、出席を要求することとなりました。

なお、議長に提出した閉会中の継続調査の申出は、定例会最終日に可決されました。

第2回目となる令和4年1月7日の委員会では、まず議会事務局長から第1回目の会議の内容の確認を行い、その後、出席要求した松野藤四郎議員への質疑を行いました。

委員から、反対討論での発言を現在どのように思っているのかとの質疑に対し、11月30日の松野光彦氏は不適任だとの発言は、11月30日に西濃建築事務所へ行き、書類を確認し、資料をそろえての発言であり、今をもって何も不正はしていなく、自信を持って発言したとの答弁がありました。

また、議会の秩序・発言のルールや、議長の注意に対しての考えや認識はどの質疑に対し、議長からは私生活にわたる言動については注意を受けたが、農業委員は地方公務員であり公人であるため私生活に当たらない。公人がそういうことをすると申請書の改ざん・公文書違反に

当たる。今回の件は、資料を基に正々堂々と発言しているとの答弁を受け、プライバシーに関する発言を禁止しており、公人なら何についても発言してよいなどということはないと認識している、公人ならそのような私生活についての発言をしてもよいのかなどの意見がありました。

また、地方自治法第132条に照らし、今回の発言をどう捉えているのか、公的な方だから他人の私生活にわたる言論をしてはならないことに当てはまらないという認識かとの質疑に対し、少し言葉が乱暴になったこともあったかもしれないが、他人の私生活というところは、公務員であるため当てはまらないとの答弁がありました。

また、地方自治法第129条や132条には違反しておらず、懲罰にかけられることではないという考えかとの質疑に対し、地方自治法第132条の他人の私生活にわたる言論をしてはならないことについては、公人であるため私生活には該当しない。また、地方自治法第129条については、いろいろ議長から注意を受けた。確証たる資料をそろえて発言したが、最終的には皆さんに大変御迷惑をかけたなと思うとの答弁がありました。

その後、休憩を取り、再開後、懲罰を科すべきか否かについて、全委員の意見を確認しました。

委員からは、議会運営上支障があり、松野藤四郎議員には改めてもらいたい。議会の品位を重んじることとかけ離れており、懲罰に当たるや、公開の議場で相手が反論する余地がない中行われたのは議会の品位を汚しており、懲罰が必要であるや、議員に対して申し訳なかったとの発言があったが、議会の品位を汚し、議事運営にも影響があったと思う。懲罰がなしというわけにはいかない。何らかの懲罰はあってもいいのではないかと思うや、議場における品位についてはよくないところがあったが、本人から謝罪もあった。今回は本人からも反省があり、一般質問の一部を取り消しているなど反省しているとの意見がありました。

その後、討論に入り、懲罰を科することに反対の討論では、反省の弁もあり、本人には自戒の思いもあるのではないかということで反対であるとの意見がありました。

また、賛成討論では、本人からの謝罪は議員に時間を取らせてしまったことに対するものであり、議場の秩序を乱していないし、私生活にわたる発言には当たらないとの認識であった。今回の懲罰動議の趣旨は理解されていないと感じた。議会の品位を汚したことや、円滑な議事運営がされなかったことなど、何がいけなかったのかを理解していただきたい。認識を改めてもらう必要があるため、懲罰を科すことに賛成であるとの意見がありました。

その後、採決し、その結果、可否同数となったため、瑞穂市議会委員会条例第17条の規定による委員長裁決により可決とし、本件は懲罰事犯に該当し、懲罰を科することと決定しました。

次に、その懲罰処分の種類について審査しました。

委員全員より意見を聞き、今回の松野藤四郎議員の発言は、議会の品位を汚し、議会の秩序を乱したもので、陳謝が妥当であるとの意見もありましたが、公開の議場における戒告が妥当

ではないかとの意見が多く、採決の結果、公開の議場における戒告とすることに賛成多数で決定しました。

なお、本委員会で起草し、決定した戒告文は、お手元に配付のとおりです。

最後となりますが、神聖な議場での発言は、発言の自由を保障されていることと併せ、会議のルールに従った節度ある発言が要求され、同時に発言に対する責任を持つことが要求されており、慎重・公正な発言に努めなければならないことは言うまでもありません。議員全員が議会秩序を守り、品位のある議会運営に心がけていただきたいという意見と、本委員会は、本件を地方自治法、瑞穂市議会委員会条例及び同会議規則に照らし、公平公正に審査をいたしましたことを申し添え、委員長報告とします。令和4年1月31日、懲罰特別委員会委員長 若園五朗。

○議長（広瀬武雄君） これより、議員 松野藤四郎君に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員 松野藤四郎君に対する懲罰の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により、松野藤四郎君に戒告の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立多数です。したがって、松野藤四郎君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

松野藤四郎君の入場を求めます。

〔17番 松野藤四郎君 入場・着席〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君に申し上げます。

ただいまの議決に基づいて、これから松野藤四郎君に懲罰の宣告を行います。

松野藤四郎君に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。

松野藤四郎君。議長席の前で起立することを命じます。

[17番 松野藤四郎君 一般質問席の前へ移動]

○議長（広瀬武雄君） 戒告文。

議員 松野藤四郎君は、11月30日の会議において、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命について（その1）の一部の候補者に対する反対討論の中、議会規律に反して不穏当な言辞を用い、議会の品位を失墜させた。

このことは、議員の職分に鑑み、誠に残念である。したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告する。令和4年1月31日、瑞穂市議会。

お戻りください。

[17番 松野藤四郎君 着席]

○議長（広瀬武雄君） なお、戒告文は後刻御本人にお渡しいたします。

松野藤四郎君に対する懲罰の件を終わります。

日程第6 議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（広瀬武雄君） 日程第6、議案第1号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

森和之君。

○市長（森 和之君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日、令和4年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位におかれましては公私とも御多用の中、御出席を賜りお礼を申し上げます。

新年早々から雪の積もる日も多く、寒い日が続いております。大寒の厳しい寒さが身にしみる季節となり、また、変異株オミクロン株の広がりにより、感染拡大に直面しております。寒中のお見舞いを申し上げますとともに、コロナに感染し、苦しんでおられる方々に心からお見舞いを申し上げます。

国内で2020年1月に初めて新型コロナウイルス感染者が確認され、約1年7か月後の2021年8月に100万人に到達。その後、5か月余りで200万人に達しました。

広島県、山口県及び沖縄県では、1月9日から31日までの間、まん延防止等重点措置の実施をし、また、岐阜県を含む1都12県で1月21日から2月13日までの間、実施しております。そして、1月25日に1月末が期限の3県が2月20日まで延長され、さらに18道府県が1月27日から2月20日まで適用されたことにより、全体で34都道府県に拡大されました。長期にわたりコロナとの闘いに御協力いただいているエッセンシャルワーカーの皆さんに心から感謝を申し上げ

げます。

感染拡大のピークアウトが見込めない状況ではありますが、基本的な感染防止の取組をはじめとした各種対策をしっかりと進めながら、自治体、医療機関、介護施設など日常生活を維持できるようにすることが重要であるとされていますので、皆様の御協力をお願いいたします。

さて、国において、子育て世帯に対する10万円相当の給付や、住民税非課税世帯に対する給付金及びマイナポイントなどを含む過去最大の35兆9,895億円の補正予算が、令和3年12月20日に成立されました。

瑞穂市では、子育て世帯に対する10万円の現金給付を令和3年12月末現在で69.2%に支給できており、現在も臨時給付事務を進めている状況であります。

また、1月9日には消防出初め式及び成人式を、万全な感染対策を施しながら無事開催することができ、御尽力をいただきました皆様に感謝申し上げます。

9月議会で予算措置しました市内事業所活性化補助金キャッシュレス決済キャンペーン事業においては、今回の追加で予算を上程しておりますが、大変好評であり、地域経済の振興・活性化が図れたと感じております。

瑞穂市における新型コロナウイルス感染者につきまして、昨日時点で累計1,005人の感染者となっておりますが、1月だけで325人が確認される急激な感染拡大が進行していることから、瑞穂市独自に瑞穂市「第6波」非常事態宣言を発出し、医師会との連携の下、ワクチン追加接種を前倒しして実施するとともに、県と連携した市有施設の夜間休館などの対策を進めているところになります。

その3回目のワクチン接種につきましては、1月7日より医療従事者の方から開始をしております。2回目の接種完了日の早い方から2月3日より順次集団接種及び個別接種を計画しております。改めて、市民の皆様にはワクチン接種への御協力と感染防止の基本行動の遵守をお願い申し上げます。

市民の皆様と暮らしを守り抜くため、職員一丸となって万全を期して取り組んでまいりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

今回上程します議案は、補正予算に関する案件が1件であります。

それでは、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第1号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の予算総額にそれぞれ3億55万6,000円を追加し、総額226億244万5,000円として、繰越明許費として4件追加するものであります。

歳出では、総務費で市内事業所活性化補助金に1,847万2,000円、ふるさと応援寄附報奨事業に8,100万円、ふるさと応援基金積立金に1億6,200万円それぞれ増額し、衛生費で新型コロナ

ウイルスワクチン接種費として、ワクチンの接種委託料3,908万4,000円を増額しました。

歳入では、国庫支出金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金を3,908万4,000円増額し、ふるさと応援寄附金として1億6,200万円増額、繰入金として財政調整基金を8,100万円、ふるさと応援基金繰入金をそれぞれ1,847万2,000円増額するものであります。

以上、1件の提出議案につきましての概要説明をさせていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩します。

休憩 午前9時56分

再開 午前10時36分

○議長（広瀬武雄君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号を会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（広瀬武雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第1号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第1号、令和3年度一般会計補正予算（第11号）について、質疑のほうをさせていただきます。

まず、3ページの第2表繰越明許費の補正というところで、3款民生費、2項児童福祉費、公私連携型牛牧第1保育所用地購入で8,900万円、そして10款教育費、教育総務費の公私連携型牛牧第1保育所等整備事業で1,595万円、そして10款教育費の3項小学校費、牛牧小学校駐車場用地購入の2,000万円が繰越明許として補正で上がっております。

こちら、繰越明許ということは、本年度内に予算を執行するができなくなり、翌年にその予算を持ち越したいという提案でございます。

まず、令和3年度中に補正予算として予算計上され、議会としては議決をしたものでありますけれども、それが令和3年度、今年度中に予算執行ができないという事態となり、繰越明許としなければいけなくなった理由というのを御説明いただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） それでは、広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） それでは、繰越しをお願いすることとなった経緯というところを御説明させていただきます。

今回、6月議会で承認いただきました測量業務のほうなんですけれども、こちらにつきまして、7月5日には土地家屋調査士へ依頼しておりました。今回、この土地購入予定地につきまして、未処理の土地がありましたというところがございます。

こちらに関しましては、市としても把握はしておったわけなんですけれども、こちらは恐らく土地購入予定地の道路部分であろうと思われるところが未処理となっておりますと思われるんですけれども、こちらをどのように処理していったらいいのかというところを土地家屋調査士と法務局との協議、こちらのほうにも思いのほか時間を要したというところもございます。

また、今回当該購入予定地の西側の隣接地に農林省の土地がございました。こちらの境界立会いにつきまして、東海農政局を通じまして実際に立ち会っていただける県の農村振興課と日程調整を行っておったところがございますが、なかなか日程の都合がつかないというところもございました。しかしながら、このまま待っていても事業が遅れていくというところもございましたので、農林省以外の土地につきまして、何とか12月には境界立会いを行わせていただきました。その後も引き続き、農村振興課に立会いの日程の調整等を行っておりましたが、いまだに決まっておらないというところがございます。しかしながら、年度内には何とか立ち会っていただけるという確約をいただいております。

こういったところによりまして、事業地の境界や面積などが確定されないため、9月補正いただきました測量設計業務がまだ依頼できない状態でありまして、スケジュールも遅れてきてしまいました。それによりまして、今後繰越しをしなきゃいけないというふうなところを判断しておったわけなんですけれども、臨時議会、今回の議会が開催されるというところをお聞きしました。それで、少しでも早く測量業務等を契約しまして、今後の予定もあるというところを、造成工事などを遅らせることなく進めていきたいと考えましたので、今回臨時議会で繰越しをお願いすることとなりました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま経緯のほうは御説明をお聞きしましたが、9月の土地を購入する予算を計上する際には、その状況は把握をされていたということでありまして、そのときにはもう既に分かっていたと、むしろ分かっていて、ちゃんとそういったことが整理されて、この土地は開発できて、今年度中に執行ができるということで予算を上げてくるべきではなかったかなあというふうには私は考えます。

もう一つは、臨時議会となりますと、議会のほうとしましても御説明をお聞きするのが非常

に短いスパンとなります。また、協議も今日、会期日程につきましては1日間でやるというふうに了解をいたしましたけれども、やはり事前に文教厚生委員会、そして総務委員会のほうできちっと御説明をいただいた上で、それも納得した上で臨時議会に臨んで、適切な決定をするということが本来の筋であると思います。

そういったことを鑑みて、早くしたい、早く整備しなければいけない、お尻が決まっている事業だということは、私どもも理解をしているところでありますので、協力をしていくというところでありますが、議会の決定をいただく際に、丁寧な説明をして理解をしていただいた上で決めていただきたいというように、行政執行を進めていただくことが適切であったんではないかというふうに思うところがございます。

今回、この繰越しとなったことによって、事業スケジュールは先ほど確認させていただきましたが、早く整備をするということには変わりはないということだというふうに理解をしておりますけれども、この議案について今回の土地購入に対する議案等の計上、この行政の執行についてどのような見識で、今後どのように改善をされていかれるおつもりかということ、今回の教訓とともに今後どうしていくかということ、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいま、馬淵議員おっしゃられるように、本来であれば委員会等でお話をさせていただき、よく協議をした中で進めていくべきものだと我々も判断しております。ただ、今回につきましては、本当に申し訳ございませんがお尻が決まっているというところもございまして、早く進めていきたいというところもございまして、今年6月から急遽皆さんに御無理を言って補正という形で上げさせていただくことになったことは、本当に申し訳ないと思っております。

今後、こういった事業を進めるに当たりましては、やはり新年度予算という形で進めていければというふうに考えていきたいと思っております。それで、新年度予算の段階で委員の方々、議員の方々と協議をさせていただいて、今後スムーズに進めていければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 議席番号16番 若園五朗。

ただいまの議案につきまして、今回の補正予算について公私連携型牛牧第1保育所の件でございますが、議案が上がる前に総務委員会が1月7日、1月24日、委員会がございましたので、その他でもいいので、なぜきちっと執行部のほう、市長あるいは副市長、そういう行政運営について説明がなかったのか。

あともう一つ、教育委員会事務局長に説明していただきたいんですけども、先ほど全員協議会で令和3年度、令和4年度の事業計画の説明があったんですが、この議場の場で再度令和3年度のスケジュール、令和4年度の議会を通していくような話ですけども、先ほどの予定についてのスケジュールをここで表を見せて議員に説明を求めます。

2つ質問いたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの若園議員の御質問にお答えします。

確かに総務委員会等にかげられなかったことは、本当に申し訳ないと思っております。今回、先ほども言っています令和7年4月からの開園というところが、やはりそこに向けて進めていきたいというところがありまして、今回の臨時議会をお願いすることになってしまっておるわけなんですけれども、これによりまして今後のスケジュールといったところでは、今回測量立会い等が今年度中に伸びてしまったというところもございまして、そういったところで遅れてきたことで繰越しをお願いすることになりましたけれども、令和4年度の造成工事等のスケジュールにつきましては、そこには何とか間に合うように進めていく予定でありますので、御理解をいただければと思います。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 16番 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今このタブレットの令和3年度の事業スケジュールを、具体的に日にちと名称を説明してもらいたい。具体的に。

令和4年度も予定としてきちっとスケジュールを説明してほしい。責任を持って行政運営をしておるんだったら、しっかり明確にし、今後もこのスケジュールに遅れないことについての確認を取るために、議場の中で説明を求めます。

○議長（広瀬武雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいま遅れているところでございますけれども、スケジュールというところなんですけれども、手続におきましては公拡法の申請というところがございますけれども、こちらにつきましては既に申請しております。それが下りてき次第、今度は税務署の協議に入ります。税務署の協議が下りて、土地を購入するという段階になりますけれども、土地の購入に関しましては、何とか今年度中に売買契約まで行けないかというふうには進めております。公拡法が2月上旬に下りてきて、その後税務署協議となりますので、税務署の協議が3月上旬に下りてきて、それ以降、土地の売買契約を結んでいきたいと思っております。

その後、造成工事の測量設計業務のほうですけども、こちらはこの臨時議会で御承認いただきましたら、すぐに決裁等を回して、2月上旬には契約をさせていただきたいと思っております。

ます。その計画を進めていく中で、農地法だとか開発許可の申請書類等を作成しまして、出来次第すぐに申請等を進めていきたいと思っております。

それ以降の造成工事等は、やはり9月以降に進めていければと考えております。また、プロポーザルもこの計画どおり10月からは進めていければと思っております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいまの若園議員からの御質問ですけれども、今事務局長のほうから日程等については御対応させていただきましたけれども、今後こういった計画等に不測の事態といいますか、計画どおりに行かないようなことがあった場合は、もうそれは事前に議会のほうにお示しさせていただいて進めていきたいと思えますし、特に臨時議会とか、補正予算で上げるといったような内容については、諸手続について十分精査して、議会のほうにお示しさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後、本議会と本議会の間にそういった委員会を開催させていただいて、できるだけ早い段階で御説明をしながら議会のほうの御理解を得て進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 16番 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 今回のこの予算について、補正予算で上がり、今回このような形でスケジュールの変更、先ほど字絵図において現況不明とか、農林水産省の土地があるということについての話については、この前のスケジュールで令和3年度の鑑定測量立会い調査の時点で分かっておったはずやと私は思うんですね。なぜ具体的に、先ほどの現況不明とか、農林水産省の土地の資料について、今日しか出せないのか。もっと早く処理しておれば今回のこのような繰越しもあってもいいんですけれども、なぜ情報をきちっと、法務局の謄本を上げたらすぐ分かるものを細かく説明できないのか。

副市長、先ほどの土地の現況不明とか農林省の土地なんて、民間でも誰でも謄本を上げれる。なぜ今こんな時点で、こんな状態で執行、運営しておるのか。情報も出さずに。くどいようだけれども、1月7日総務委員会、1月24日の総務委員会、協議会ができたのに、何で事前の報告がないのか。副市長、答弁を求めます。

○議長（広瀬武雄君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 先ほど少し御説明させていただいたんですけれども、用地の獲得については、一番の原因は農水省の土地がそこにあって、その立会いが済まないのので測量ができないということございまして、実は直近まで今回に出せるかどうかということ協議してまいりました。

測量については開発許可の日数がかかるということで、それについては決めておりましたけれども、用地については本当にこの臨時議会までの間に毎日立会いについて協議をさせていた

だいておる中で進んでおりましたので、そのことを総務委員会等にも御説明する機会を失ってきたというのが現実のところでございます。もし立会いが済んでおれば、3月のときにでも用地費の繰越しを上げさせていただくか、そこは本当に迷ったところでございます、この日程等が確定してきたわけで、立会いが依然ないということでございますので、今回のことに上げさせていただいたということでございますので、先ほども申し上げましたとおり、そういった時間的なことの中で、もし御報告ができる機会があれば、私どもとしては説明をさせていただきたいと思っておりましたけれども、今回はそういった日程的なことで御説明ができなかった。

今後については、この日程を示させていただいたところの中で、変更があれば委員会のほう、また関係委員会のほうにも逐次御報告をして進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 保育所整備スケジュールの工事の立会いのスケジュールは、9月末に行うとこのスケジュールがあるにも関わらず、教育委員会事務局長にもお尋ねしたいんですけども、先ほどの話に戻りますが、1月24日に総務委員会協議会、その間いろいろと事前に分かっておるのを、今日のこの臨時会の全協のときに唐突に出してくるんですか。分かる情報を、なぜもっと議会と執行部が両輪していこうというときに、先ほども全協のところの説明をしたんですけれども、3月議会、6月議会、9月議会、12月議会、いつも議会で附帯決議をつけたり、なかなか議決できない項目が多過ぎる。はっきり言って。

私も5期やらせてもらって、松野市長、堀市長、棚橋市長、森市長、歴代の市長とお付き合いし、議会の運営をしてきたんですけど、森市長になってから、なぜ議会ごとにこういうふうになるんですか。もっと市長、副市長、教育委員会事務局長、しっかり情報を流してやってもらわないと困ります。

広瀬教育委員会事務局長、4年度の計画予定が赤で示されたんですけど、必ず行政運営をしっかり執行してもらうことを確認を取っていきます。予定どおり議案が通ったら、進めていく覚悟がついていますか。答弁を求めます。

○議長（広瀬武雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 私としましても、議員の方々にこれ以上御迷惑をかけるわけにはいかないと思っておりますので、このとおり進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 今回の補正予算について質疑をさせていただきます。

一言で言うと、残念なことであります。この議案が出されたもの、その一つとして繰越明許費補正の④番の牛牧小学校駐車場用地購入についてと、繰越明許になったものであります。これは提出されたときに、補正予算で出された案件であります。

このことについては、この駐車場予定用地には以前より問題があったのではないのかといったことは、この議場の中で申し上げさせていただきました。それは、平成26年といった前の問題であります。私はこれは解決をした、今回解決する令和3年であるかなあ、またここでこのような発言をしなければならぬ行政運営は、とても残念に感じさせていただいております。

これは、平成26年のときにおいても、計画的に進んでほしいというような思いの中で、他にも土地があるのではないのかということ、しっかりと総合的に計画をしていただきたい、それはそのときにもきちっと附帯決議をつけたり、補正予算であったりといった経緯のある土地でありました。その土地がまた繰越明許にかかってしまうということについて、いかに補正予算で今回出されたことが、どのようにしてこの牛牧小学校駐車場予定地購入が行われなかったのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 今回、繰越しになったというところでございますけれども、確かに26年からの経緯等、いろいろこの6月、9月と、私どもとしましてもいろいろ考えてきたところではございます。

今回、この土地についても繰越しということになったのは、測量設計業務の中に農地転用だとか、そういった書類の作成業務も入っております。こういったところもありますし、立会いが遅れたというところも大きなところではありますけれども、そういったことによりまして今回繰り越さなければならなくなってしまうということで御理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（広瀬武雄君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 保育所とは、もうこれは別物の計画でといったことで進めているといったことだと思いますが、それも同じようにやはり測量設計が、立会いがということで遅れてしまったと。一緒ではない計画であったにも関わらず、これが進められなかったと。これはもう別物だから、しっかりと進められることではなかったのかなあ、であるべきの補正予算であると思いますが、もう一度確認をさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 事業としましては別ではありますけれども、測量設計業務に関しましては、以前議会でもお話ししましたとおり、近接であることによって、同時に出

したほうが経費等が無駄にならないというところで一緒に出させていただいておるところでございますが、一緒に出させていただいておるところの中に同じ書類の作成業務があります。

それと、あと牛牧の保育所のほうと駐車場の足並みをそろえて進めていきたいというところもございましたので、事業としては別でありますけれども、同じようなスケジュールで進めさせていただいておるところでございます。

○議長（広瀬武雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（広瀬武雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

議案第1号令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広瀬武雄君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（広瀬武雄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年1月31日

瑞穂市議会 議長 広瀬 武雄

議員 藤橋 直樹

議員 若原 達夫